

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【公開番号】特開2018-152758(P2018-152758A)

【公開日】平成30年9月27日(2018.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-037

【出願番号】特願2017-48359(P2017-48359)

【国際特許分類】

H 04 L 12/28 (2006.01)

H 04 L 12/721 (2013.01)

【F I】

H 04 L 12/28 200 Z

H 04 L 12/721 Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月12日(2019.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両に搭載される車載装置(11)と、該車載装置と通信可能に構成されたサーバ(12)と、を備える情報管理システム(1)であって、

前記車載装置は、それぞれ所定の機能を実現する複数の機能部(32、32a、32n)と通信可能に構成された少なくとも1つの情報処理装置(21、22)を備え、

前記少なくとも1つの情報処理装置は、

ルーティングテーブル(41)に基づいて、前記複数の機能部同士の通信を中継するように構成された通信中継部(51)と、

前記複数の機能部それぞれに対応する複数の個別の識別情報のうちの少なくとも1つを取得するように構成された情報取得部(61)と、を備え、

さらに前記車載装置は、前記情報取得部により取得された前記少なくとも1つの個別の識別情報を前記サーバに送信するように構成された送信部(23)を備え、

前記サーバは、

前記送信部により送信された前記少なくとも1つの個別の識別情報に対応する少なくとも1つの前記機能部の個別の属性情報を取得するように構成された属性取得部(24)を備え、

さらに、当該情報管理システムは、

前記属性取得部により取得された少なくとも1つの前記機能部の個別の属性情報を含む、前記複数の機能部それぞれに対応する複数の個別の属性情報に基づいて、前記ルーティングテーブルの変更箇所を決定するように構成された決定部(62)と、

前記決定部により決定された前記変更箇所に基づいて、前記ルーティングテーブルの変更を実行するように構成された変更部(52)と、を備え、

前記決定部は、前記少なくとも1つの情報処理装置及び前記サーバのうちのいずれか一方に備えられている、情報管理システム。

【請求項2】

請求項1に記載の情報管理システムであって、

前記個別の属性情報は、該個別の属性情報に係る前記機能部が機能を実行することで出

力可能となる情報を示す内容と、当該機能部が機能を実行するために必要となる、他の前記機能部により出力される情報を示す内容と、を含む、情報管理システム。

【請求項 3】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の情報管理システムであって、

前記決定部及び前記変更部は、前記車載装置に備えられている、情報管理システム。

【請求項 4】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の情報管理システムであって、

前記決定部は、前記サーバに設けられており、前記変更部は、前記車載装置に備えられている、情報管理システム。

【請求項 5】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の情報管理システムであって、

前記決定部及び前記変更部は、前記サーバに備えられている、情報管理システム。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の情報管理システムを構成する、車載装置(11)。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載の情報管理システムを構成する、サーバ(12)。

【請求項 8】

車両に搭載され、該車両の外部に配置されたサーバ(12)と通信可能に構成された車載装置(11)であって、

前記車載装置は、それぞれ所定の機能を実現する複数の機能部(32、32a、32n)と通信可能に構成された少なくとも 1 つの情報処理装置(21、22)を備え、

前記少なくとも 1 つの情報処理装置は、

ルーティングテーブル(41)に基づいて、前記複数の機能部同士の通信を中継するように構成された通信中継部(51)と、

前記複数の機能部それぞれに対応する複数の個別の識別情報のうちの少なくとも 1 つを取得するように構成された情報取得部(61)と、を備え、

さらに前記車載装置は、前記情報取得部により取得された前記少なくとも 1 つの個別の識別情報を前記サーバに送信するように構成された送信部(23)を備え、

前記サーバは、前記送信部により送信された前記少なくとも 1 つの個別の識別情報に対応する少なくとも 1 つの前記機能部の個別の属性情報を取得するように構成された属性取得部(24)を備えるものであり、

さらに、前記少なくとも 1 つの情報処理装置は、

前記属性取得部により取得された少なくとも 1 つの前記機能部の個別の属性情報を含む、前記複数の機能部それぞれに対応する複数の個別の属性情報に基づいて、前記ルーティングテーブルの変更箇所を決定するように構成された決定部(62)を備える、車載装置。

【請求項 9】

車両に搭載される車載装置(11)と、該車載装置と通信可能に構成されたサーバ(12)であって、

前記車載装置は、ルーティングテーブル(41)に基づいて、前記車両に搭載される、それぞれ所定の機能を実現する複数の機能部(32、32a、32n)同士の通信を中継するように構成されており、

前記複数の機能部のうちの少なくとも 1 つの機能部に対応する個別の識別情報に基づいて、前記機能部の個別の属性情報を取得するように構成された属性取得部(24)と、

前記属性取得部により取得された少なくとも 1 つの前記機能部の個別の属性情報を含む、前記複数の機能部それぞれに対応する複数の個別の属性情報に基づいて、前記ルーティングテーブルの変更箇所を決定するように構成された決定部(62)と、を備える、サーバ。

【請求項 10】

サーバと通信可能に構成されたクライアントが備える通信中継部(21)が、それぞれ所定の機能を実現する複数の機能部(32、32a、32n)同士の通信の中継を行うときに使用されるルーティングテーブルの変更方法であって、

前記クライアントは、前記複数の機能部と通信可能に構成された少なくとも1つの情報処理装置を備え、

前記クライアントにおいて、前記複数の機能部のうちの少なくとも1つの機能部に対応する個別の識別情報を取得すること、

前記サーバにおいて、前記個別の識別情報に基づいて、該個別の識別情報により特定される前記少なくとも1つの機能部の個別の属性情報を取得すること、

前記サーバ及び前記少なくとも1つの情報処理装置のいずれか一方において、前記少なくとも1つの機能部の前記個別の属性情報を含む、前記複数の機能部それぞれに対応する複数の個別の属性情報に基づいて、前記ルーティングテーブルの変更箇所を決定すること、

、
決定された前記変更箇所に基づいて、前記ルーティングテーブルの変更を実行すること、
、を含む、ルーティングテーブルの変更方法。